

高第784号
障第937号
令和4年10月28日

高齢者・障がい者施設 管理者 様
介護保険・障害福祉サービス事業所 管理者 様

岐阜県健康福祉部長

高齢者・障がい者施設及び介護保険・障害福祉サービス事業所の職員に対する予防的検査の受検について（依頼）

平素より、県の高齢者・障がい者福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、これまでの予防的検査の受検に際し、円滑な検査実施にご協力いただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症について、職員が施設内に感染を持ち込むことを予防するために職員の予防的検査としてPCR検査（2週に1回）と抗原定性検査（週1回）を実施してきましたが、11月からは下記のとおり検査方法を変更し、実施することとしました。

施設内の感染対策の強化及び利用者や職員の安全対策のひとつとして、ご活用いただきますようお願いいたします。

記

1 11月以降の予防的検査の実施体制

- PCR検査：実施なし
- 抗原定性検査：週2回の実施（月に8回程度）
- ※ホームページ掲載の実施マニュアルにより詳細を把握いただき、円滑な実施にご協力ください。

2 検査対象施設・事業所等

高齢者施設、障がい者施設、介護保険サービス事業所、障害福祉サービス事業所等
(岐阜市内に所在する施設・事業所を除く)

※ただし、「医療従事者の配置がある施設・事業所」又は「抗原定性検査に関する国WEB教材受講済み職員がいる施設・事業所」であることが要件

※対象種別の詳細は別紙1参照

3 抗原定性検査の申込みと実施方法

- (1) これまでに抗原検査キットの申込をされ、残数がある事業所
お手持ちのキットを使用し、11月1日以降は週2回実施してください。職員用のキットが残り1週分（職員数×2）となりましたら、これまでと同様に追加申込を行ってください。
週2回実施として、4週間分（職員数×8、利用者分使用見込数×1）を送付します。（11/1～）
- (2) これから初回申込をされる事業所
別紙のとおり、福祉施設の事前登録、初回申込みの順に手続きを行ってください。
週2回実施として、4週間分（職員数×8、利用者分使用見込数×1）を送付します。
※事前登録のみでは、キットは送付されませんのでご注意ください。

4 ホームページ

抗原定性検査、施設・事業所の事前登録及び初回申込の詳細及び入力フォームは、下記ホームページをご確認ください。

URL : <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/240377.html>

5 抗原定性検査の実施内容について

予防的検査の効果を高めるため、職員一人あたり月8回程度（週2回）の定期的な検査を実施していただきます。施設への備蓄や緊急時の使用のみを目的とした申込はご遠慮ください。（使用報告がない施設には、実施状況を問い合わせます。）

(1) 対象・頻度

- 利用者と接する可能性のある職員（週2回）
- 新規入所者・一時帰宅後の入所者（新規入所時・一時帰宅後に1回）
※有症状の方の検査目的には使用しない。

(2) 検査方法

- ・職員：施設の管理下で、検体（鼻腔ぬぐい液）を自己採取して検査を実施。（15～30分程度で結果判明）
- ・利用者：本人等の同意を得たうえ、自己採取または医師（医師の指示を受けた看護師）が検体を採取して検査を実施。

6 基本的な感染防止対策の徹底について

・体調不良となっても勤務を継続されたために感染が拡大し、クラスターに発展したと思われる事例が多く発生しています。マスク着用、手洗い、密回避、こまめな換気などの基本的な対策に加え、体調不良時の行動ストップについても改めて徹底していただきますようお願いします。

<参考>高齢者・障がい者施設での感染防止対策の初動対応等の徹底について

（令和4年6月1日付け岐阜県健康福祉部高齢福祉課長・障害福祉課長通知）

・感染対策の基本的な知識・技術について、過去に実施した研修会の動画・資料を以下の岐阜県ホームページに掲載しています。

<掲載先>URL: <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/94176.html>

（トップページ > 組織でさがす > 高齢福祉課 > 【動画視聴】施設新型コロナウイルス感染症対策研修）

岐阜県健康福祉部高齢福祉課・障害福祉課 高齢者・障がい者施設社会的検査チーム	
電話番号	代表：058-272-1111 内線：4042～4045
FAX番号	058-272-8380
メールアドレス	yobo-kensa@govt.pref.gifu.jp